

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業要綱（以下「事業要綱」という。）第14条の規定に基づき、補助事業者が行う緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象及び要件)

第2条 この要綱に定める補助金の交付対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 補助事業者が耐震改修工事監理者及び耐震改修工事施工者によって行う補助対象建築物の耐震改修
- (2) 補助事業者が建替え工事施工者によって行う補助対象建築物の建替え
- (3) 補助事業者が除却工事施工者によって行う補助対象建築物の除却

2 この要綱に定める補助金の交付対象において、補助対象建築物は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 耐震改修、建替え及び除却に関するこの要綱以外の補助金交付の決定を受けていない建築物
- (2) 建築基準法に違反していない建築物（耐震関係規程以外の建築基準法令の違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）
- (3) 耐震改修については、耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定を受けたもの
- (4) 補助事業者が区分所有者の団体である場合は、建物の区分所有等に関する法律又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく総会において必要な決議がされているもの
- (5) 耐震改修促進法第7条の規定により、耐震診断の結果を市長に報告することが義務付けられている建築物の所有者である場合は、その報告を行っていること。

3 この要綱に定める補助金の交付において、補助事業者は、次に掲げる要件を満たした者でなければならない。

- (1) 市税を滞納していない者。ただし、補助事業者が区分所有者の団体である場合は除く。

(補助金の額)

第3条 耐震改修に係る補助金の額は、耐震改修工事に要する費用で耐震改修工事施工者に支払った額に3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に51,200円/m²（Is値0.3未満の場合は、56,300円/m²とする。）及び3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、3,600万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 建替えに係る補助金の額は、建替え工事に要する費用で建替え工事施工者に支払った額に3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額、耐震改修に要する費用として見積もった額に3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に51,200円/m²（Is値0.3未満の場合は、56,300円/m²とする。）及び3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、3,600万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

3 除却に係る補助金の額は、除却工事に要する費用で除却工事施工者に支払った額に3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額、耐震改修に要する費用として見積もった額に3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に25,600円/m²（Is値0.3未満の場合は、28,150円/m²とする。）及び3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、1,800万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

4 補助対象建築物が耐震改修促進法第7条に規定する要安全計画確認記載建築物の耐震改修、建替え及び除却に係る補助金の額については、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修に係る補助金の額は、耐震改修工事に要する費用で耐震改修工事施工者に支払った額に15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に51,200円/m²（Is値0.3未満の場合は、56,300円/m²とする。）及び15分の11を乗

じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、7,920万円を限度とする。

(2) 建替えに係る補助金の額は、建替え工事に要する費用で建替え工事施工者に支払った額に15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額、耐震改修に要する費用として見積もった額に15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に51,200円/m²(Is値0.3未満の場合は、56,300円/m²とする。)及び15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、7,920万円を限度とする。

(3) 除却に係る補助金の額は、除却工事に要する費用で除却工事施工者に支払った額に15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額、耐震改修に要する費用として見積もった額に15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額又は補助対象床面積に25,600円/m²(Is値0.3未満の場合は、28,150円/m²とする。)及び15分の11を乗じ1,000円未満を切り捨てた額のいずれか低額とし、かつ、3,960万円を限度とする。

5 補助金の額を算出する場合の費用は消費税及び地方消費税相当額を除く額とする。
(権利譲渡の禁止)

第4条 補助金の交付を申請する者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

第2章 耐震改修

(交付の申請)

第5条 申請者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長が定める受付期間内で、かつ、耐震改修工事に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。

(1) 当該建築物の建築確認済証の写し又は建築台帳記載事項証明書(ただし、建築確認番号及び建築確認年月日が千葉市の建築確認台帳で照合できる場合は省略できる。)

(2) 第2条第2項第3号に規定する耐震改修の計画認定書の写し

(3) 当該建築物の所有権を有する者全員の耐震改修の実施について同意を得たことを証する書面又は申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類

(4) 申請者が区分所有者の代表者である場合は耐震改修の実施に係る総会の議決書及び管理規約の写し

(5) 当該建築物の耐震改修工事に要する費用の見積書又はその写し

(6) 当該建築物が緊急輸送道路沿道建築物であることがわかる図面

(7) 当該建築物に係る登記事項証明書(所有者が区分所有者である場合は除く。)

(8) 当該建築物所有者の市税の滞納無証明書又は市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書(様式第2号)(所有者が区分所有者である場合は除く。)

(9) 耐震改修工事監理者が事業要綱第2条第9号に規定する要件を満たすことを証する書類

(10) 耐震改修工事施工者が事業要綱第2条第10号に規定する要件を満たすことを証する書類

(11) 工程表

(12) その他市長が必要と認める書類

2 次条第2項の規定により、補助事業対象者決定通知書を受けた申請者は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

(1) 現況写真(敷地周辺、建物外観2面以上及び主要な耐震改修箇所)

(2) 関係図面(案内図、面積表、配置図、平面図、立面図等)

(3) 耐震改修設計図

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の対象者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請の数が募集件数を超えたときは、補助事業の対象者を抽選により決定する。ただし、申請件数が募集件数以内であったときは、申請を行ったすべての者を補助事業の対象者とし、受付期間内で募集件数に達しない場合、それ以降の申請については、先着順に受け付けるものとする。

2 市長は、補助事業の対象者を決定したときは、補助事業対象者決定通知書（様式第3号）（以下「補助事業対象者決定通知」という。）により当該対象者に通知するものとする。

3 申請者が希望する場合は申請者の立ち会いのもと抽選を行う。

4 市長は、補助事業として必要性が高いと認める要安全確認計画記載建築物の申請を優先し、補助事業の対象者を決定することができる。
（交付の決定等）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

（1）補助事業の内容を変更又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（3）補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に補助金交付申請取下届（様式第6号）により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。
（着手届）

第10条 第7条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、補助事業に着手するものとし、当該着手の日から10日以内に着手届（様式第7号）を次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

（1）耐震改修工事及び耐震改修工事監理に係る契約書の写し

（2）契約時の工程表

（補助事業内容の変更）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後、耐震改修等費用補助事業の内容を変更するときは、補助金交付変更申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに中止（又は廃止）承認申請書（様式第10号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、中止（又は廃止）承認申請書を受領した場合、当該内容を審査し、適当と認めるときは事業の中止（又は廃止）を承認し、事業の中止（又は廃止）承認通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の完了日時の変更）

第13条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想される場合は、速やかに完了期日変更報告書（様式第12号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第14条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく市長の命令に従って補助事業を行わなければならない。

(遂行命令)

第15条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、補助事業者これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(中間報告)

第16条 補助事業者は、市長が指定する工程において、中間報告書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 事業要綱第8条で規定する施工写真(市長の指定する工程までのもの)
- (2) 耐震改修工事監理報告書(市長の指定する工程までのもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告を受けたとき、速やかにその内容を確認し、必要と認める場合においては、中間検査を実施することができる。

(完了実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了後30日以内かつ当該年度の3月15日までに、完了実績報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業要綱第8条で規定する施工写真
- (2) 耐震改修工事監理報告書
- (3) 耐震改修工事に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第18条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受領した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第15号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第19条 補助事業者は、前条に掲げる通知を受け、補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(代理受領)

第19条の2 補助事業者は前条による補助金の交付の請求及びその受領を工事施工者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

2 前項による場合、補助事業者は第17条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状(様式第17号)を、市長に提出しなければならない。

3 第1項による場合、補助事業者が第18条の規定による通知を受け、工事施工者が補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書(様式第16号の2)を、市長に提出しなければならない。

第3章 建替え

(交付の申請)

第20条 申請者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長が定める受付期間内で、かつ、建替え工事に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該建築物の建築確認済証の写し又は建築台帳記載事項証明書(ただし、建築確認番号及び建築確認年月日が千葉市の建築確認台帳で照合できる場合は省略できる。)
- (2) 建替えに係る建築確認済証の写し
- (3) 当該建築物の所有権を有する者全員の建替えについて同意を得たことを証する書面又は申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類
- (4) 申請者が区分所有者の代表者である場合は建替えの実施に係る集会の議決書及び管理規約の写し
- (5) 当該建築物の建替え工事に係る費用の見積書又は見積書の写し
- (6) 当該建築物が緊急輸送道路沿道建築物であることがわかる図面
- (7) 当該建築物の耐震改修工事に係る費用の見積書又は見積書の写し
- (8) 当該建築物に係る登記事項証明書(所有者が区分所有者である場合は除く。)

(9) 当該建築物所有者の市税の滞納無証明書又は市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書(様式第2号)(所有者が区分所有者である場合は除く。)

(10) 建替え工事施工者が事業要綱第2条第11号に規定する要件を満たすことを証する書類

(11) 工程表

(12) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項の規定により、補助事業対象者決定通知書を受けた申請者は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

(1) 現況写真(敷地周辺、建物外観2面以上及び主要な耐震改修箇所)

(2) 補助対象建築物の関係図面(案内図、面積表、配置図、平面図、立面図等)

(2) 建替えに係る建築確認申請図面(面積表、配置図、平面図、立面図等)

(4) その他市長が必要と認める書類

(着手届)

第21条 第7条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、補助事業に着手するものとし、当該着手の日から10日以内に着手届(様式第7号)を次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 建替え工事に係る契約書の写し

(2) 契約時の工程表

(3) 補助対象建築物の建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出(以下「建設リサイクル届」という。)の写し

(中間報告)

第22条 補助事業者は、市長が指定する工程において、中間報告書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 事業要綱第11条で規定する施工写真(市長の指定する工程までのもの)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告を受けたとは、時速やかにその内容を確認し、必要と認める場合においては、中間検査を実施することができる。

(完了実績報告)

第23条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了後30日以内かつ当該年度の3月15日までに、完了実績報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定による報告には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業要綱第11条で規定する施工写真

(2) 建築確認検査済証の写し

(3) 建替え工事に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(規定の準用)

第24条 建替えに係る補助において、次に掲げる事項については、第6条から第9条、第11条から第15条、第18条から第19条の2の規定を準用する。

(1) 補助事業の対象者の決定

(2) 交付の決定等

(3) 交付の条件

(4) 申請の取下げ

(5) 補助事業内容の変更

(6) 補助事業の中止又は廃止

(7) 補助事業の完了日時の変更

(8) 補助事業の遂行

(9) 遂行命令

(10) 額の確定通知

(11) 補助金の請求

(12) 代理受領

第4章 除却

(補助金交付の申請)

第25条 申請者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長が定める受付期間内で、かつ、除却工事に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該建築物の建築確認済証の写し又は建築台帳記載事項証明書(ただし、建築確認番号及び建築確認年月日が千葉市の建築確認台帳で照合できる場合は省略できる。)
- (2) 当該建築物の所有権を有する者全員の除却について同意を得たことを証する書面又は申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類
- (3) 申請者が区分所有者の代表者である場合は除却の実施に係る総会の議決書及び管理規約の写し
- (4) 当該建築物の除却工事に係る費用の見積書又は見積書の写し
- (5) 当該建築物が緊急輸送道路沿道建築物であることがわかる図面
- (6) 当該建築物の耐震改修工事に係る費用の見積書又は見積書の写し
- (7) 当該建築物に係る登記事項証明書(所有者が区分所有者である場合は除く。)
- (8) 当該建築物所有者の市税の滞納無証明書又は市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書(様式第2号)(所有者が区分所有者である場合は除く。)
- (9) 除却工事施工者事が事業要綱第2条第12号に規定する要件を満たすことを証する書類
- (10) 工程表
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項の規定により、補助事業対象者決定通知書を受けた申請者は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

- (1) 関係図面(案内図、面積表、配置図、平面図、立面図等)
 - (2) 現況写真(敷地周辺、建物外観2面以上)
- (着手届)

第26条 第7条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、補助事業に着手するものとし、当該着手の日から10日以内に着手届(様式第7号)を次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事に係る契約書の写し
 - (2) 契約時の工程表
 - (3) 補助対象建築物の建設リサイクル届の写し
- (完了実績報告)

第27条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了後30日以内かつ当該年度の3月15日までに、完了実績報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 完了実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業要綱第13条で規定する施工写真
 - (2) 除却工事に係る領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (規定の準用)

第28条 除却に係る補助において、次に掲げる事項については、第6条から第9条、第11条から第15条、第18条から第19条の2の規定を準用する。

- (1) 補助事業の対象者の決定
- (2) 補助金交付の決定等
- (3) 補助金交付の条件
- (4) 補助金交付申請の取下げ
- (5) 補助事業内容の変更
- (6) 補助事業の中止
- (7) 補助事業の完了日時の変更
- (8) 補助事業の遂行
- (9) 遂行命令
- (10) 補助金額額の確定

- (11) 補助金の交付の請求
- (12) 代理受領

第5章 指導・検査

(指導・検査)

第29条 市長は、補助事業者に対して耐震性能の向上について指導及び助言を行うことができるものとする。

(検査)

第30条 市長は、補助事業の内容を確認するため、必要に応じて補助対象建築物及びその土地に立ち入って検査を行うことができるものとする。

- 2 市長は、前項の検査を行う場合、その日時を補助事業者と調整した上で決定するものとする。
- 3 市長は、検査に補助事業者、工事施工者、工事監理者及び関係人の立会いを求めることができる。
- 4 補助事業者、工事施工者、工事監理者及び関係人は、当該検査に協力しなければならない。
- 5 市長は、検査の結果、工事内容が補助金交付決定の内容と異なると認めるとき、補助事業者及び工事施工者に、工事の改善を指示することができる。
- 6 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。
- 7 市長は、前項の検査の結果、工事が適切に行われていないと認められた場合、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(決定の取消通知)

第31条 市長は、前条第7項の規定に該当すると認められた場合又は補助事業者が規則第17条に規定する不正行為を行ったと認められた場合、補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用できるものとする。

(返還命令)

第32条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第19号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国への補助金を返還するための措置を講じるものとする。

第6章 補則

(その他)

第33条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度、都市局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4年 4月 1日から施行する。

別記

書類	様式
補助金交付申請書	様式第1号
市税の納付状況に関する個人情報確認同意書	様式第2号
補助事業対象者決定通知書	様式第3号
補助金交付決定通知書	様式第4号
補助金不交付決定通知書	様式第5号
補助金交付申請取下届	様式第6号
着手届	様式第7号
補助金交付変更申請書	様式第8号
補助金交付決定変更通知書	様式第9号
事業中止（又は廃止）承認申請書	様式第10号
事業中止（又は廃止）承認通知書	様式第11号
完了期日変更報告書	様式第12号
中間報告書	様式第13号
完了実績報告書	様式第14号
補助金額確定通知書	様式第15号
補助金交付請求書	様式第16号
補助金交付請求書	様式第16号の2
代理請求及び代理受領委任状	様式第17号
補助金交付決定取消通知書	様式第18号
補助金返還命令書	様式第19号

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金交付申請書

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。
電話
電子メールアドレス @

標記事業に係る補助金の交付を受けたいので、千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第 条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 建築物の名称
- 2 工事の種別
- 3 補助事業の完了予定日 年 月 日
- 4 交付申請額 円
- 5 交付申請額の算出方法及び工事施工者及び工事監理者の情報（別紙1のとおり）
- 6 補助対象建築物の概要（別紙2のとおり）
- 7 抽選時の立ち会いの希望の有無

別紙 1

1 交付申請額の算出

耐震改修等	見積りによる金額 (税抜き)	(ア) 耐震改修費用		円	
		(イ) 行おうとする工事の費用		円	
		(ア) 又は (イ) の いずれか低額×2/3 ※要安全確認計画記載建築物 の場合は (ア) 又は (イ) の いずれか低額×11/15	(A)		円
	面積単価 による 限度額	補助対象床面積	面積単価	金額	
		m ²	耐震改修又は建替え 51,200 円 <small>(Is 値が 0.3 未満の場合は 56,300 円)</small> 除却 25,600 円 <small>(Is 値が 0.3 未満の場合は 28,150 円)</small>	(ウ)	
		(ウ) × 2/3 ※要安全確認計画記載建築物 の場合は (ウ) × 11/15	(B)		円
補助 限度額	(C)	耐震改修又は建替え 36,000,000 円 ※要安全計画確認記載建築物の場合は 79,200,000 円 除却 18,000,000 円 ※要安全計画確認記載建築物の場合は 36,000,000 円			
補助 交付 申請 額	(A) (B) (C) の うち一番低い額				

交付申請額は、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 工事施工者の情報

工事施工者	建築工事業の許可番号	
	解体工事業者の登録番号 (除却工事の場合)	
	工事施工者名	
	電話番号	

3 工事監理者の情報 (耐震改修の場合は記入)

工事監理者	耐震改修技術者講習修了証の番号、 木造耐震診断士又はマンション耐 震診断士の登録番号 (該当がある場合は記入)	
	建築士番号	
	工事監理者名	
	所属する建築士事務所名	
	電話番号	

4 補助事業全体の資金計画

項目		金額	備考
支 出	①工事費	円	
	②消費税	円	
	③借入金利子	円	
	④事務費	円	
	⑤その他()	円	
	①～⑤ 合計	円	
収 入	①補助金	円	
	②自己負担金	円	
	③借入金	円	
	④その他	円	
	①～④ 合計	円	

5 補助事業工程

着手予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

項 目	年 度	年 度					
		4月	6月	8月	10月	12月	2月

事業全体について、棒グラフで表示してください。

別紙2

1 建築物の概要

建築物の名称			
建築物の所在地	(住居表示) 区 (地番表示) 区		
延べ面積	m ²	補助対象床面積	m ²
建築面積	m ²	階数	地上階 地下階
建築物の高さ	m	道路中心からの距離	m
前面道路の路線名			
構造	耐火建築物 ・ 準耐火建築物 ・ その他 造 一部 造		
主要用途			
建築確認	新築 年 月 日 号 第 第 第	増築等	年 月 日 号 第 第 第
検査済証	新築 年 月 日 号 第 第 第	増築等	年 月 日 号 第 第 第
耐震改修促進法第17条の規定に基づく認定通知書	年 月 日		号
耐震指標	改修前	改修後	

- (注1) 建築物の高さ . . . 緊急輸送道路に面する部分の最高高さ
 (注2) 道路中心からの距離 . . . 緊急輸送道路の中心から建築物までの距離
 (注3) 補助対象床面積 . . . 補助対象建築物の延べ面積のうち、事業要綱第2条第4号ア、イ及びウ又はエに該当する構造上独立した部分の床面積

2 添付書類

- (1) 当該建築物の建築確認済証の写し又は建築台帳記載事項証明書（ただし、建築確認番号及び建築確認年月日が千葉市の建築確認台帳で照合できる場合は省略できる。）
- (2) 第2条第2項第3号に規定する耐震改修の認定通知書の写し（耐震改修の場合）
- (3) 建替えに係る建築確認済証の写し（建替えの場合）
- (4) 当該建築物の所有権を有する者全員の耐震改修、建替え又は除却について同意を得たことを証する書面又は区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類
- (5) 申請者が区分所有者である場合は、耐震改修、建替え又は除却の実施に係る総会の議決書及び管理規約の写し
- (6) 当該建築物に係る登記事項証明書（所有者が区分所有者である場合は除く。）
- (7) 当該建築物所有者の市税の滞納無証明書又は市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書（所有者が区分所有者である場合は除く。）
- (8) 工事に係る費用の見積書又は見積書の写し
- (9) 緊急輸送道路沿道建築物であることがわかる図面
- (10) 行おうとする工事に係る費用の見積書又は見積書の写し（建替え又は除却の場合）
- (11) 耐震改修工事監理者が事業要綱第2条第9号に規定する要件を満たすことを証する書類（耐震改修の場合）
- (12) 耐震改修工事施工者事が業要綱第2条第10号に規定する要件を満たすことを証する書類（耐震改修の場合）
- (13) 建替え工事施工者事が業要綱第2条第11号に規定する要件を満たすことを証する書類

(建替えの場合)

(14) 除却工事施工者事が業要綱第2条第12号に規定する要件を満たすことを証する書類(除却の場合)

(15) 工程表

[補助事業者決定通知の後に提出するもの]

(1) 現況写真(敷地周辺写真及び建物外観2面以上)

(2) 関係図面(案内図、面積表、配置図、平面図、立面図)

(3) 耐震改修設計図(耐震改修の場合)

(4) 建築確認申請図面(建替えの場合)

(5) その他市長が必要と認める書類

（あて先）千葉市長

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

（※） 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

（※）

生年月日

年

月

日

電 話

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書

私は、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業に基づく耐震改修、建替え及び除却に係る補助金の交付申請にあたり、私に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

- ・市税を滞納していないこと。

様式第3号（第6条第2項）

千葉市指令 第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称） 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助事業対象者決定通知書

年 月 日付けで交付申請された標記事業について、補助事業の対象者とするこ
とに決定したので、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第6条第
2項の規定により通知します。

つきましては、同要綱第5条第2項で規定する書類を速やかに提出してください。

様式第4号（第7条第1項）

千葉市指令 第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称） 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請された標記事業補助金について、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、交付することと決定したので通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 対象建築物
 - （1）建築物の名称
 - （2）建築物の所在地
（住居表示）
（地番表示）
 - （3）この補助金の交付決定の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けの交付申請書記載のとおりとします。
- 3 補助事業の完了期日 年 月 日
- 4 交付条件
 - （1）補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
 - （2）補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想される場合には、速やかに完了期日変更報告書により市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - （4）補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市指令 第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称） 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請された標記事業補助金については、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、不交付と決定したので通知します。

1 対象建築物

（1）建築物の名称

（2）建築物の所在地

（住居表示）

（地番表示）

（3）この補助金の不交付決定の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けの交付申請書記載のとおりとします。

2 不交付決定の理由

審査請求等について

1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

（あて先）千葉市長

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。
電話
電子メールアドレス @

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金交付申請取下届

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた、
標記事業について、次により当該申請を取下げるので、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修
等助成事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 取下げの事業の補助金交付決定額
円
- 2 補助対象建築物の名称
- 3 取下げの理由
- 4 添付書類
交付決定通知書の写し

様式第7号（第10条、第21条、第26条）

（表）

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。
電話
電子メールアドレス @

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
着手届

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金交付決定通知を受けた標記
事業について、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第 条の規
定により、次のとおり届け出ます。

1 着手内容

2 契約年月日 年 月 日

3 着手年月日 年 月 日

4 完了予定日 年 月 日

5 工事施工者

工事 施 工 者	建 築 工 事 業 の 許 可 番 号	
	解 体 工 事 業 者 の 登 録 番 号 (除 却 工 事 の 場 合)	
	工 事 施 工 者 名	
	電 話 番 号	

（裏面に続く）

(裏)

6 工事監理者の情報（工事種別が耐震改修の場合）

工事 監理者	耐震改修技術者講習修了証の番号、 木造耐震診断士又はマンション耐 震 診 断 士 の 登 録 番 号 （該当がある場合は記入）	
	建 築 士 番 号	
	工 事 監 理 者 名	
	所 属 す る 建 築 士 事 務 所 名	
	電 話 番 号	

- 添付書類
- (1) 工事に係る契約書の写し
 - (2) 工事監理に係る契約書の写し（耐震改修の場合）
 - (3) 建設リサイクル届の写し（建替え又は除却の場合）
 - (4) 契約時の工程表

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。
電話
電子メールアドレス @

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金交付変更申請書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金交付決定通知を受けた、標記事業の補助金について変更交付を受けたいので、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 建築物の名称
- 2 変更を必要とする理由と変更の概要
- 3 助成事業の完了予定日 年 月 日
- 4 補助金交付申請変更額
交付決定額 円
交付変更申請額 円
差額増減額 円
- 5 添付書類（別紙のとおり）

（注）交付変更申請書の算出方法等は、すべて補助金交付申請書の様式を準用する。
なお、添付図面等は変更に係る部分のみを添付し、変更後の図面に変更前の内容を赤書きで明記すること。

様式第9号（第11条第2項）

千葉市指令 第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称） 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金交付決定通知した標記事業の補助金の額について、当該決定変更の内容を千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 補助金交付決定変更額

交付決定額	円
交付変更決定額	円
変更増減額	円

2 交付決定の内容

（1）補助対象建築物建築物の名称

（2）建築物の所在地

（住居表示）

（地番表示）

（3）補助事業の内容

（4）この補助金の変更内容は、年 月 日付けの交付変更申請書記載のとおりとします。

審査請求等について

- この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。
電話
電子メールアドレス @

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
中止（又は廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた、
標記事業について、次により当該事業を中止（又は廃止）したいので、千葉市緊急輸送道路沿道
建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係図書を添えて申請
します。

- 1 中止（又は廃止）を必要とする理由
- 2 中止（又は廃止）に係る事業の内容及び金額（表1のとおり）
交付決定額 円
- 3 工程表
- 4 添付書類
交付決定通知書の写し

（表1）

区 分		事業費	補助率	補 助 金 交付決定額	備 考
建築物名称	項目				
	小 計				
	合 計				

様式第11号（第12条第2項）

千葉市指令 第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称） 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
中止（又は廃止）承認通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定をした標記事業に関し、
年 月 日付けで提出された中止（又は廃止）承認申請については、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 中止（又は廃止）に係る事業の金額
円

(あて先) 千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要です。
電話
電子メールアドレス @

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
完了期日変更報告書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で標記事業に係る補助金の交付決定を受けましたが、同通知に付された完了期日には、次の理由により事業の完了が困難となったので、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第13条の規定により、報告します。

- 1 建築物の名称
- 2 交付決定通知に付された完了期日 年 月 日
- 3 変更すべき事業の完了予定期日 年 月 日
- 4 変更の事由
- 5 事業実施状況表(別表のとおり)
- 6 工程表
- 7 参考資料 進ちよく状況を把握できるもの

別表

項目	事業費	契約済事業費	契約年月日	契約工期	当初の完了期日までの出来高	備考
					%	
計						

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。
電話
電子メールアドレス @

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
中間報告書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた、
標記事業について、市長の指定する工程までの工事を完了したので、千葉市緊急輸送道路耐震改
修等助成事業補助金交付要綱第 条第1項の規定により、報告します。

1 建築物の名称

2 補助事業の実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

3 添付書類

- (1) 施工写真（市長の指定する工程までのもの）
- (2) 耐震改修工事監理報告書（市長の指定する工程までのもの）（耐震改修の場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。
電話
電子メールアドレス @

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
完了実績報告書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
標記事業が完了したので、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第
条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 建築物の名称
- 2 補助金の交付決定額及び精算額
交付決定額 円
交付金精算額 円
- 3 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 添付書類
(1) 支払内訳書（別紙）
(2) 事業実施状況（別紙）
(3) 施工写真
(4) 耐震改修工事監理報告書（耐震改修の場合）
(5) 建築確認検査済証の写し（建替えの場合）
(6) 工事に係る領収書の写し
(7) その他市長が必要と認める書類

別紙

1 支払内訳書

(単位：円)

区分		契約			支払		備考
建築物 名称	項目	年月日	金額	工事施工 者名	年月日	金額	
合計							

2 事業実施状況

工事種別	着手年月日	完了年月日	備考

様式第15号(第18条)

千葉市達 第 号
年 月 日

(住所又は所在地)
(氏名又は名称) 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付の決定をした標記事業の補助金については、先に提出された完了実績報告書を審査の結果、次のとおり確定したので、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第18条の規定により、通知します。

1 確定補助金額	円
2 交付決定補助金額	円
3 交付済補助金額	円
4 返還すべき金額	円

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要です。
電話
電子メールアドレス @

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金交付請求書

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第19条の規定により、次のとおり請求します。

補助金額確定 通知書番号	年 月 日付け 千葉市達 第 号
補助対象建築物 の 名 称	

補助金請求額			円
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店	
	口座番号	普通 ・ 当座	
	フリガナ		
	口座名義人		

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地

会 社 名



代表者氏名



電話

電子メールアドレス @

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金交付請求書

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第19条の2の規定により、
次のとおり請求します。

補助金額確定 通知書番号	年 月 日付け 千葉市達 第 号
補助対象建築物 の 名 称	

補助金請求額			円
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店	
	口座番号	普通 ・ 当座	
	フリガナ		
	口座名義人		

代理請求及び代理受領委任状

（あて先）千葉市長

私は千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第19条の2第2項の規定により、補助金の請求及び受領を下記の受任者に委任します。

記

委任者（補助事業者）

住 所 _____

氏 名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

上記の権限の委任を受ける事を承諾します。

受任者（工事施工者）

住 所 _____

会 社 名 _____

社印

代表者氏名 _____

代表者印

千葉市達 第 号
年 月 日

(住所又は所在地)
(氏名又は名称) 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した標記事業補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第31条の規定により、通知します。

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
- 2 補助対象建築物の所在地
(住居表示)
(地番表示)

3 補助金の交付決定額

補助金の交付決定額	, 000円
補助金の取り消し額	, 000円
取り消し後の交付決定額	0円

4 取消しの理由

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第19号(第32条第1項)

(表)

千葉市達 第 号
年 月 日

(住所又は所在地)
(氏名又は名称) 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
補助金返還命令書

標記事業に係る補助金について、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業補助金交付要綱第32条第1項の規定により、その返還を命ずる。

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業
- 2 補助対象建築物の所在地
(住居表示)
(地番表示)

3 返還すべき金額

補助金の交付決定額		, 000円
補助金の既交付額	合計	, 000円
補助金の交付確定額	合計	, 000円
返還すべき金額		, 000円

年 月 日通知
年 月 日交付

4 返還期限 年 月 日まで

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

(裏面に続く)

(裏)

(注意事項)

- 1 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。
- 2 前項の延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定の例による。

審査請求等について

- 1 この命令についての審査請求は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この命令の取消しを求める訴訟は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。